

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法に定める定義について、同法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「電波」とは、□A以下の周波数の電磁波をいう。
 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の□Bを送り、又は受けるための通信設備をいう。
 「無線局」とは、無線設備及び□Cを行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 300万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2 300万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3 300万ギガヘルツ	信号	無線設備の操作
4 300万ギガヘルツ	音響	無線設備の管理

[2] 次の記述は、無線局の予備免許中における工事設計等の変更について述べたものである。電波法の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法に定める技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。

[3] 次の記述は、人工衛星局の条件について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により□Aすることのできるものでなければならない。
 人工衛星局は、その□Bを遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

A	B
1 空中線電力を直ちに变更	発射する電波の周波数
2 空中線電力を直ちに变更	無線設備の設置場所
3 電波の発射を直ちに停止	発射する電波の周波数
4 電波の発射を直ちに停止	無線設備の設置場所

[4] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「A3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものを表示する。
- 2 「F7D」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表示する。
- 3 「G7W」は、主搬送波の変調の型式が位相変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン(映像に限る。)のものを表示する。
- 4 「F8E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものを表示する。

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) □B以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動する無線局の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B
1 電界強度及び磁界強度	平均電力が50ミリワット
2 電界強度及び磁界強度	規格電力が20ミリワット
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット

[6] 第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者が行うことができる無線設備の操作について、電波法施行令の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 海岸局の空中線電力50ワット以下の無線設備の技術操作
- 2 テレビジョン放送局の空中線電力50ワット以下の無線設備の技術操作
- 3 固定局の空中線電力50ワットの多重無線設備(多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。)で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 4 航空局の空中線電力50ワット以下の無線設備の技術操作

[7] 次の記述は、無線局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、□は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 1 無線局名、無線設備の設置場所、電波の型式及び発振方式
- 2 無線局名、電波の型式、周波数及び無線機器の配置
- 3 無線設備の設置場所、識別信号、通信方式及び周波数
- 4 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数

[8] 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような□Bを与えないように運用しなければならない。ただし、□Cについては、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[9] その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められ、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令の定めるものに適合するよう措置したときは、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 直ちにその電波を発射する。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き □ A □ 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、□ B □、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □ C □ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	電波の型式、周波数	無線局の運用
2	6箇月	周波数	電波の発射
3	3箇月	電波の型式、周波数	電波の発射
4	3箇月	周波数	無線局の運用

[11] 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 戸籍法による届出義務者から失そうの宣告を受けた旨の届出があったとき。

[12] 次に掲げるもののうち、固定局（無線業務日誌の備付けを要しないものを除く。）がその無線業務日誌に記載を要しない事項を、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線従事者(主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。)の氏名、資格及び服務方法(変更のあったときに限る。)
- 2 通信の開始及び終了の時刻
- 3 非常の場合の無線通信の実施状況
- 4 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態